

1 (判決の結論)

本日、東京高等裁判所第20民事部（山田俊雄裁判長、鈴木順子裁判官、菊池章裁判官）は、神奈川県地域別最低賃金を1000円以上に引き上げることを求める最低賃金裁判において、控訴人らの控訴を棄却する判決を言い渡した。

この判決は、最低賃金の改正決定について、最低賃金が低すぎることによって現実に損害が生じていても、司法による救済の可能性を閉ざしてしまうものであり、極めて問題のある判決である。

2 (判決の内容)

今回の判決は、最低賃金の改正決定について処分性が認められないことを挙げて、原判決と同じく訴えを却下した。

処分性は、行政庁の行為を抗告訴訟として争うために必要な要件であるが、原判決は処分性を認めるために、限られた特定の者を名宛人とするということという要件を不当に加重しており、これまでの最高裁判決にも違反するものであった。

今回の判決は、独自の審理を全くすることなく、原判決の誤りを是認するものであり、処分性に関して積み上げられてきた最高裁判決の到達点を無視した不当なものである。

3 (まとめ)

最低賃金裁判は、低賃金による労働のために困難な状況に置かれた労働者らが、最低賃金の引き上げによる勤労権、生存権、幸福追求権などの憲法上の権利の保障と実現を求めて立ち上がった裁判である。

最低賃金の大幅な引き上げが実現しないことにより生じる損害は、事後的な金銭賠償によって回復できるものではなく、可及的速やかに最低賃金の大幅な引き上げを実現しなくては、多くの国民に、貧困による損害を更に生じさせていくことになる。

このような国民の基本的な権利に直結する重大な問題である最低賃金の改正決定について、司法による救済の可能性を閉ざしてしまう今回の判決は、極めて問題の大きいものである。

弁護団としては、東京高裁が言い渡した不当な判決に対して、怒りを込めて、強く抗議するものである。